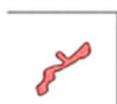


工事監査に伴う技術支援のご案内

公益社団法人大阪技術振興協会は
地方公共団体に対して公共工事の
工事監査の技術支援業務を行って
います

協会は内閣府認定の公益社団法人
であり科学技術の最高の国家資格
である技術士の集団です



【オンラインによる技術調査の状況】



公益社団法人 **大阪技術振興協会**

1. 公益社団法人 大阪技術振興協会

当協会は、昭和40（1965）年に設立され、公益事業として全国の地方公共団体から、工事監査および工事検査に伴う技術調査をはじめ、発注者技術支援業務、および地方公共団体技術職員の方々への研修業務などを受託しています。高度な技術力と高い信頼性のある内閣府認定の公益社団法人として評価されています。

2. 工事監査に伴う技術調査の必要性

公共工事の工事監査に際しては、専門的技術に係わる高度な識見や経験、さらに高い倫理観や公平性を必要とされるために、地方自治法に基づいて「工事監査に伴う技術調査業務」を専門家である技術士に外部委託されることが多くなっています。

工事監査は、計画・設計・積算・施工などの各段階において、技術面から工事が適正に行われているか、経済性・効率性・有効性の観点に留意して評価されるものです。

当協会は、地方公共団体から要請を受けて、主に土木・建築・上下水道・電気・機械・環境施設等の工事が適正に行われているかを書類及び現地の技術調査を実施して、適切な指摘・指導・助言を行っています。

3. 技術調査を行った地方公共団体の数

過去5年間の技術調査を行った地方公共団体の数を下表に示します。

地域名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
北海道・東北	6	3	2	5	4
東京都	7	11	9	11	10
関東	13	12	12	11	13
中部・北陸	46	28	29	36	36
近畿	43	40	37	40	29
中国・四国	18	16	17	18	10
九州・沖縄	14	6	7	10	12
計	147	116	113	131	114

※各地域に居住する協会所属の技術士が技術調査の業務に当たります。

4. 協会が行う工事監査に伴う技術調査の特徴

1) 技術士資格を有する専門性の高い技術士が行います。

- ・ 担当する60余名の技術者は、科学技術の最高の国家資格である技術士資格を有し、専門の技術分野で高い倫理観を持って活動しています。
- ・ 担当技術士は、工事監査に伴う技術調査について法が求めるところを理解し、制度や技術に関しても幅広く深い知見を有し、その力量を維持するために「工事監査要領」を定めると共に、定期的な研修を通して技術士として継続的な研鑽を行っています。

2) 地方公共団体の監査要領や基準に従って技術調査を行います。

- ・ 地方公共団体が定めている「監査要領」や「技術基準」に基づいて、第三者の公平な立場で専門性をもって監査項目に従って技術調査を行います。

3) 担当技術職員とのコミュニケーションを重視した技術調査を行います。

- ・ 技術調査において発見された指摘事項に対して指摘するだけでなく、参考として改善方法等について説明を行うなど、担当技術職員へのOJT、また実践的研修にもなるようにコミュニケーションを取りながら技術調査を実施しています。

5. 技術調査の対象工事の種別

次表の工事等について、各々の専門分野の技術士が監査基準に基づき技術調査を行います。

土木・建築・上下水道・電気・機械・環境施設等の技術調査を行う工事種別

工事種別	内 容
土木工事	道路・鉄道・港湾・河川・土工・トンネル・ダム・土地改良・法面・災害復旧・橋梁等の新設、改修、維持修繕、耐震補強等の工事
建築工事	本庁舎・市民病院・公民館・保育所・小中学校・屋内体育館・避難防災施設・公共ホール等の新設、改修、維持修繕、耐震補強等の工事
上下水道工事	上下水道管渠（開削、推進、シールド工事）・浄水場・処理場等の新設、改修耐震補強等の工事
電気設備工事	建築物電気設備・受変電設備・通信設備・防災無線等の工事
機械設備工事	建築物機械設備・空気調和設備・給排水衛生設備等の工事
環境施設工事	廃棄物処理場・焼却炉・し尿処理・火葬炉等の新設、改修等の工事

・本庁舎・市民病院・処理場等の総合的な施設の工事に対しては、建築・機械・電気等の必要な各分野の複数の専門技術士により技術調査を実施します。

6. 技術調査における主な調査項目

項 目	内 容
計 画	事業目的と計画の妥当性、利用者・近隣関係者との協議および対応
設 計	設計基準、事前調査、工期、資機材、維持管理、コスト削減
積 算	積算根拠、標準歩掛、単価設定根拠
入札・契約	条件明示、入札参加条件、資格審査、入札状況、設計図書
施 工	設計と施工計画の合致、工程管理、品質管理、工事記録、リスク管理
設計変更	変更理由の妥当性

7. 技術調査業務の流れ

1) 監査要領及び工事内容の把握

地方公共団体の監査要領及び技術基準類を把握し、事業目的や工事概要とともに、設計、積算、契約図書、施工計画書等の提供を求め、工事内容を把握します。

2) 事前質問・確認事項の準備

提供を受けた資料をもとに、監査技術調査項目ごとに質問事項を整理、事前に質問書を送付、技術調査前迄に回答書を得て技術調査の準備を行います。

3) 書類調査：【オンラインによる書類調査も可能】

技術調査当日は、回答書の確認、契約図書及び工事関係書類の技術調査を行います。

4) 現地調査：【ビデオ、又はオンラインにより現地調査も可能】

現地に移動し、施工管理状況の確認、目的物の出来形等の技術調査を行います。

5) 講 評：

書類及び現地調査の完了後口頭による講評を行います。



【書類調査状況】



【現地調査状況】

6) 報告書作成：

技術調査終了後、報告書を作成し、適切な指摘・指導・助言等を明記して後日提出します。

(参考)：当協会が過去に実施した技術調査の中で指摘が多かった事項を以下に紹介します。

- 【設計図書】・特記仕様書に当該工事特有の特記事項が不記載
 - ・技術的な施工条件明示が未記載
- 【設計】・監理技術者、設計担当技術者の資格要求が不明
 - ・設計照査内容が形式的で、実態としてどのように照査されたか不明
- 【施工計画】・特記仕様書の特記事項に関して、施工計画書に具体的な実施方法が不記載
 - ・施工管理項目で、施工管理に関する具体的な管理方法が不明瞭
- 【安全管理】・協議組織が設置されているが、作業間連絡調整のための会議が未開催
 - ・計画段階において工事特有の危険予知に対する具体的な安全対策が不明瞭

8. 技術調査業務の流れと標準日数

日数	自治体	流れ	協会	手続き事項
	事務局			技術調査計画の立案
0	事務局	⇒	協会	見積依頼書の発送
7	事務局	⇐	協会	見積書の送付
10	事務局	⇒	協会	見積額の検討・落札、契約書の発送
15	事務局	⇐	協会	契約書押印・送付
20	事務局	⇔	協会	調査対象工事・技術調査日程の協議、決定
25	事務局	⇔	協会	技術士選任依頼、技術士選任届・業務経歴書等の送付
30	担当部局	⇒	技術士	工事監査調書・図面・特記仕様書・施工計画書等の送付
45	担当部局	⇔	技術士	事前質問書の送付、回答書の送付
	事務局			工事技術調査の準備（調査会場・出席者の確認）
50	事務局	⇐	技術士	事前に監査委員事務局へ連絡方法・行程などの確認
60	事務局	⇐	技術士	監査委員事務局訪問・挨拶事前打合せ
	監査委員	⇔	技術士	（午前）書類調査、（午後）現地調査・講評
75	事務局	⇐	技術士	調査報告書（案）の送付
85	担当部局	⇔	技術士	調査報告書（案）の意見調整
90	担当部局	⇐	技術士	確定報告書の送付
95	事務局	⇐	協会	正式報告書（協会印押印）・請求書の送付
100	事務局	⇒	協会	委託費用の支払

注) 日数については、標準的な日数を記載しています

<問い合わせ先> 技術調査に関するご相談がございましたら、お気軽にお尋ね下さい。

公益社団法人 大阪技術振興協会

〒550-0004 大阪市西区靱本町1丁目8番4号大阪科学技術センタービル504号室

電話 06-6444-4798

FAX 06-6444-4818

E-Mail 504@otpea.or.jp

URL <https://www.otpea.or.jp>